16,700人以上	19,500人未満
19,500人以上	27,900人未満
27,900人以上	36,000人未満
36,000人以上	44,100人未満
44,100人以上	52,200人未満
52,200人以上	60,600人未満
60,600人以上	69,000人未満
69,000人以上	77,400人未満
77,400人以上	85,800人未満
85,800人以上	94,200人未満
94,200人以上	100,000人未満
100,000人以上	

6点	
7点	
10点	
13点	
16点	
19点	
22点	
25点	
28点	
31点	
34点	
36点	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（基礎年金等事務費交付金の額の算定方法に関する経過措置）

2　各市町村（特別区を含む。次項において同じ。）におけるこの省令による改正後の国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（次項において「新省令」という。）第二条第一項の規定により算定した額（以下「改正後人件費算定額」という。）を令和元年度におけるこの省令による改正前の国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（次項において「旧省令」という。）第二条第一項の規定により算定した額で除して得た数が次に掲げる場合には、国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（令和二年政令第百六号）による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号。次項において「新令」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当分の間、改正後人件費算定額に年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

一　一未満の場合

二　厚生労働大臣が定める割合を超える場合

3　各市町村における新省令第二条第二項の規定により算定した額（同項括弧書に規定する額を除く。以下「改正後物件費算定額」という。）を令和元年度における旧省令第二条第二項の規定により算定した額（同項括弧書に規定する額を除く。）で除して得た数が次に掲げる場合には、新令第二条第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当分の間、改正後物件費算定額に年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額と新省令第二条第二項括弧書に規定する額とを合計した額とする。

一　一未満の場合

二　厚生労働大臣が定める割合を超える場合

○農林水産省令第二十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
区分	定員	備考	
本省	一四、七八一人		
林野庁	四、七四〇人		

（本省及び各外局別の定員）

第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

改正前			
区分	定員	備考	
本省	一五、〇七三人		
林野庁	四、七五三人		

（本省及び各外局別の定員）

第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。